

東広島市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市規則第 2 5 号

東広島市契約規則の一部を改正する規則

東広島市契約規則（平成 2 0 年東広島市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「方法をいう」を「方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第 6 条及び第 1 0 条の 2 において同じ」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「次条」を「第 1 1 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（入札保証保険証券及び入札保証金に代わる担保の電子化に対応する措置）

第 1 0 条の 2 一般競争入札に参加しようとする者は、第 9 条の規定による入札保証保険契約に係る保険証券の提出又は前条第 3 項の規定による金融機関の保証を証する書面の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保険会社又は当該金融機関が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、一般競争入札に参加しようとする者は、当該保険証券又は当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

第 1 1 条中「前条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 2 号中「工事履行保証契約」を「公共工事履行保証契約」に改め、同条第 2 項中「履行保証保険契約」の右に「に係る保険証券」を加え、「工事履行保証契約に係る保険証券」を「公共工事履行保証契約に係る保証証券」に改める。

第 3 6 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（入札保証金に関する規定の準用）

第 3 6 条の 2 第 1 0 条第 2 項及び第 3 項の規定は契約保証金に代わる担保の提供について、第 1 0 条の 2 の規定は履行保証保険証券、公共工事履行保証証券及び契約保証金に代わる担保の電子化に対応する措置について、第 1 1 条の規定は契約保証金に代わる担保の価値について、それぞれ準用する。この場合において、第 1 0 条第 3 項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（次条及び第 1 1 条において「保証事業会社」という。）の保証」と、第 1 0 条の 2 中「第 9 条」とあるのは「第 3 4 条第 2 項」と、「入札保証保険契約に係る保険証券」とあるのは「履行保証保険契約に係る保険証券若しくは公共工事履行保証契約に係る保証証券」と、「金融機関の保証」とある

のは「金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証」と、「当該金融機関」とあるのは「当該金融機関若しくは当該保証事業会社」と、「当該保険証券」とあるのは「当該保険証券若しくは保証証券」と、第11条第5号中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約については、なお従前の例による。